



□妊産婦の保健指導・健康診査休暇

母子保健法に規定する保健指導・健康診査を受けるために休暇を取得することができます。

□出産休暇(産前・産後)

出産予定日前8週間目に当たる日から、出産後8週間を経過する日まで取得できます。

□育児休業

男女職員ともに、子どもが3歳に達する日まで休業することができます。

□トモイク休暇

男性職員が、配偶者の出産のサポートや育児のために7日間取得できます。

□部分休業

子どもが小学校に就学するまで、勤務時間の始め、または終わりに1日2時間までの休業を取得できます

□育児短時間勤務

子どもが小学校に就学するまで、勤務時間を短縮することができます。